

様式第四号（第七十一条関係）

## 畜舎建築利用計画の不認定通知書

年　月　日

殿

都道府県知事

年　月　日付けで申請のあった畜舎建築利用計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

[教示]

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(注意)

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項又は第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。